

## 2024（令和6）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

### 一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（憲法）出題の趣旨

設問1及び設問2のいずれも、憲法21条1項の保障する集会の自由に焦点を合わせた問題である。どちらの設問に解答する場合も、集会の自由の制約の合憲性を論じる必要がある。

設問1では、「公の施設」（地方自治法244条1項）たる市民会館の使用拒否に対する正当な理由の有無が問われる。その際、事例1と類似する泉佐野市民会館事件最高裁判決（最判平7・3・7民集49巻3号687頁）を念頭に置き、同判決の判旨を十分に意識した解答を作成することが求められる。

設問2は、集会の用に供された公共施設の使用拒否ではなくて、自己の所有する民間施設での集会に際した当該施設の使用禁止を問題にしている。事例2に類似するのは、成田新法事件最高裁判決（最大判平4・7・1民集46巻5号437頁）である。同判決では、法令は合憲であると判示されたが、同判決の判旨を意識し、それを活かす形で事例2の条例を違憲とする解答を作成することが求められる。